

韓国知的財産ニュース 2015 年 2 月後期

(No. 289)

発行年月日：2015 年 3 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、2 月 15 日から 28 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行令の一部改正令案の立法予告(2.17.)

関係機関の動き

- 2-1 第 1 回知識財産金融(IP)フォーラムが開催(2.16.)
- 2-2 特許庁、2015 年国家知識財産の教育訓練に関するマスタープランを発表(2.16.)
- 2-3 特許庁・韓国知識財産研究院、「Global IP Trend 2014」を発行(2.16.)
- 2-4 特許庁、2015～2017 年特許権満了予定の物質情報を公開(2.23.)
- 2-5 特許庁、'13 年度政府の R&D 特許成果に関する調査・分析結果を発表(2.25.)
- 2-6 知財権訴訟保険発展 3 カ年計画が始動(2.27.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 学位論文の提出システムが特許登録の足かせに(2.27.)

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 大宇造船海洋、「次世代船舶」の中核技術特許を無償提供(2.16.)
- 5-2 サムスン、EPO 特許出願でトップ(2.26.)

法律、制度関連

デザイン保護法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 提案の理由

開放型職位の拡大指定により、審査官の資格要件を拡大し、国際デザイン登録出願に関する審査効率の向上に向けて専門機関に依頼する業務の範囲を整備することを目的とする。

2. 主な内容

イ. 審査官の資格要件の拡大(案第3条第1項第4号及び第5号)

審査官の資格要件に開放型職位又は公募職位の先発手続を介して任用された者を含む。

ロ. デザイン専門機関に依頼する業務範囲の整備(案第5条第1項第4号及び第5号)

デザイン専門機関に依頼する業務範囲に国際デザイン登録出願に対する書誌事項の翻訳業務、その他に特許庁長がデザイン登録出願の審査に関して必要であると認める業務を含む。

3. 意見の提出

デザイン保護法施行令の一部改正法律案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2015年3月30日(月)まで、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：デザイン審査政策課長)宛てに提出してください。立法予告(案)の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)をご参考ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否の内容とその事由)

ロ. 氏名(法人、団体の場合、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

(郵便番号：302 - 701)

○電話番号：(042)481-8353、Fax：(042)472-7470

○電子メール：choier@korea.kr

関係機関の動き

2-1 第1回知識財産金融(IP)フォーラムが開催

韓国特許庁(2015.2.16.)

特許庁は、知識財産(IP)金融の持続性の確保案を模索する「第1回知識財産(IP)金融フォーラム」を2月11日、韓国知識財産センターにて開催した。

同フォーラムは、金融機関、IP 価値評価機関、特許管理会社、ベンチャー・キャピタルなどの IP 金融関係機関と IP 金融に関する様々なイシューに対して議論し、現場の声をより積極的に政策に反映することで、IP 金融の制度的・政策的な充実化を目指して開かれた。

特許庁は、優れた特許技術を保持している中小企業に資金を支援するため、2006 年、技術保証基金の「特許技術価値評価の連携保証」に対する特許技術価値評価費用の支援によって IP 金融を推進した。

特に、現政権が掲げる創造経済の活性化政策を後押しするため、'13 年からは IP 金融の政策作りに本格的に取り組み、IP 担保のみで中小企業に貸出を行う「IP 担保貸出」商品を産業・企業銀行を通じて紹介するほか、信用保証基金による「IP 価値評価保証」を拡大した。これによって'14 年 303 カ所の中小企業に 1,658 億ウォンの資金を支援するなど、'14 年まで約 2,000 カ所の中小企業に 5,500 億ウォンを支援した。

また、主な都市銀行と締結した MOU を基に'15 年には IP 担保貸出を都市銀行に拡散させ、IP 金融の供給規模を拡大することで、IP 金融に対する国民のアクセシビリティを向上させる計画だ。

IP 金融の活性化に伴い、従来の物の担保・信用中心の金融パラダイムが技術・IP の領域に拡大し、優秀技術を保持した中小企業に対する金融支援も強化されたものの、まだ IP 金融が初期段階にあるため、施行過程において改善が求められる様々な事項が提起されつつある。

そのため、特許庁は、現場の声を基に IP 金融の施行過程において表れた問題を把握し、これに対する改善・発展案を策定して持続可能な IP 金融システムを構築すべく、同フォ

ーラムを開催するに至った。

同フォーラムでは、IP 金融の礎ともいえる IP 価値評価の活性化案について奥深い議論が行われた。KB 国民銀行のイ・グニム博士による「IP 価値評価の現況および改善案」の発表後、IP 価値評価の発展方向について意見が交わされた。

その結果、銀行の IP 担保貸出商品ごとに IP 価値評価の期間・費用などを多様に設定し、IP 評価の基盤となる投資に対しては、権利性を中心とした評価を支援する一方、中長期的には、銀行の貸出審査基準に符合する IP 価値情報を提供することができる IP 価値評価モデルを開発する必要があるとの意見などが示された。特許庁は、このような意見を積極的に政策に反映し、需要者中心の IP 価値評価プロセスとして改善・発展させるとの計画だ。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「IP 金融フォーラムで提起された IP 金融に関する諸問題について積極的かつ自主的に議論・改善することで、IP 金融が持続性を確保し、創造経済時代における新しい金融慣行として定着するよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-2 特許庁、2015 年国家知識財産の教育訓練に関するマスタープランを発表

韓国特許庁(2015. 2. 16.)

特許庁は、創造経済を実現し、知識財産立国への跳躍をリードする人材を育成するための「2015 年度知識財産訓練計画」を発表した。

2 月 12 日に発表された計画によると、公務員、一般人、企業関係者、児童・生徒、外国人などを対象にした 197 種類の集団教育プログラムと 203 種類のオンライン教育プログラムが開設される。同プログラムを介して年間約 48 万人(集団教育：11,000 人、e-ラーニング：470,000 人)に特許法など、知識財産と発明に関する教育を実施する予定だ。

去年の集団教育 9,536 人、e-ラーニング 461,340 人に比べると、それぞれ 12.7%、1.9% 増加している。

まず、国際知識財産研修院は、その他政府部処と協力して起業家など様々な分野の人材に知識財産教育の機会を提供する。その中でも特許紛争に頭を抱えている中小企業向けに中小企業庁と協力して紛争対応要領など、中小企業に適した知識財産教育を行う予定だ。

また、教育部と協力して知識財産生涯学習システムを構築する計画だ。これは、従来の「知識財産学単位銀行制度」を「知識財産オンライン公開授業 (IP-MOOC: Intellectual Property Massive Open Course)」の形で拡大・改編したものだ。これによって、教育履修を求める国民は誰でも知識財産教育を受けられる。それと共に一般人のほか、元科学者やキャリア断絶の女性などもこのような知識財産教育プログラムを介して、知識財産サービス産業など関連分野に再就職できると期待されている。

そして、国際知識財産研修院は、国立中央科学館をはじめとする光州と大邱の科学館と協力して科学と発明を融合した教育を提供する予定だ。これによって地域の特性に合わせた青少年向けの発明教育が実施される。研修院内の発明教育センターでは、児童・生徒向けの発明体験のほか、発明とデザインを融合した創意的問題の解決過程を中心とする発明教育を行う予定だ。

さらに、審査・審判官の力量強化に向け、特許庁職員に対して水準別・種類別に専門的な職務教育を拡大実施し、高品質で迅速な審査・審判の処理を支援する。特に、審査・審判官が先端分野の新技术を習得するよう、3Dプリンターやモノのインターネットなど、関連産業界を直接訪問して新技术を積極的に体験し、その動向について把握できるようにするとの計画だ。

そのほかにもアジア、アフリカおよび南米地域の公務員に対する知財権教育を実施し、知識財産に関する審査実務と制度を伝授することで、韓国の知識財産行政の拡散に積極的に取り組む予定だ。

特許庁国際知識財産研修院のピョン・フンソク院長は、「知識財産は、一部専門家の占有物ではなく、創造経済をリードする中核要素である。全国民が関心を持ってオンライン・オフラインで知識財産と発明教育を容易に受けられるように支援する計画だ」と述べた。

2-3 特許庁・韓国知識財産研究院、「Global IP Trend 2014」を発行

韓国特許庁(2015.2.16.)

特許庁と韓国知識財産研究院は、2014年の国内・国外知識財産(IP)の動向を取りまとめ、主なイシューについて分析した「Global IP Trend 2014」を発行した。

「Global IP Trend 2014」は、主要国のIP政策の動きを要約・整理し、IPに関する

主な判決と論文、報告書などの学術情報を詳細に掲載したもので、IPに関心のある者なら、誰もが気軽にIPトレンドに触れることができるように構成されている。

また、「Global IP Trend 2014」には、韓国知識財産研究院で選定したIP10大イシューとそれに対する専門家の分析および見通しが盛り込まれている。IP10大イシューには、①名古屋議定書、②営業秘密保護、③IP金融、④特許行政の先進化、⑤特許行政の韓流、⑥IP保護、⑦ソフトウェアの特許、⑧3Dプリンティング、⑨特許の租税支援制度、⑩米特許審判控訴委員会による判決が選ばれた。

<2014年のIP10大イシュー>

No.	イシュー	主要キーワード
1	名古屋議定書	生物多様性協約、遺伝資源の利益共有、バイオ産業、資源主権、生命工学技術
2	営業秘密保護	原本証明制度、産業技術、技術任置制度、経済スパイ法、経済制裁の強化
3	IP金融	マネーフロー、IP価値評価、取引市場の形成、情報の非対称性の解消、IP担保貸出
4	特許行政の先進化	審査処理期間の短縮、審査品質の向上、審査人材の拡充、双方向行政サービス
5	特許行政の韓流	特許審査サービスの輸出、KIPOnet、UAE、特許行政電子システム、PCT
6	IP保護	IP環境、執行強化、訴訟管轄、特許無用論、損害賠償制度
7	ソフトウェアの特許	特許保護の範囲、抽象的アイデア、Alice vs. CLS Bank、サムスン-アップルの第2次訴訟
8	3Dプリンティング	3Dプリンター、デジタル図面、模倣品、知識財産法、間接侵害
9	特許の租税支援制度	IP活性化、Patent Box、適格IP、特許の所得控除、租税特例制限法
10	米特許審判控訴委員会による判決	米国発明法(AIA)、特許許与以降の手続き、決定係の再審査、管轄権の拡大、民事訴訟法

そのほか、「職務発明補償制度が技術革新および企業の成果に与える影響」、「特許訴訟体系の改善に向けた海外事例の調査研究」など、2014年韓国知識財産研究院による優秀な研究成果について、グラフィックを活用して理解しやすく説明している。

韓国知識財産研究院のチェ・ドクチョル院長は、「グローバルIP政策の動きを総合・

分析した資料を提供するため、2008年から発行してきた“Global IP Trend”が国のIP政策および企業のIP戦略の策定に活用されることを希望している。今後、“Global IP Trend”がIP分野における必須の指南本の役割を果たせるよう、持続的に力を入れていきたい」と述べた。

「Global IP Trend 2014」は、韓国知識財産研究院のホームページ(www.kiip.re.kr)からダウンロードできる。

2-4 特許庁、2015～2017年特許権満了予定の物質情報を公開

韓国特許庁(2015.2.23.)

今後3年以内に特許権が満了する物質特許540件に対する情報が公開される。

特許庁が公開した資料によると、2015～2017年に存続期間が満了する物質特許は、医薬分野が249件(46.1%)で最も多く、次いで化学素材123件(22.8%)、バイオ109件(20.2%)、農薬40件(7.4%)、化粧品12件(2.2%)、食品7件(1.3%)の順となった。

代表的な満了予定物質としては、国内処方薬のうち、売上高トップのB型慢性肝炎治療薬の「バラクルード」(年間売上高約1,600億ウォン)の主成分である「エンテカビル」(‘15年10月満了予定)、「バイアグラ」(‘12年5月満了)とともに勃起不全治療薬市場をリードしてきた「シアリス」(年間売上高約250億ウォン)の主成分「タダラフィル」(‘15年9月満了予定)、間接リウマチ治療薬「セレブレックス」(年間売上高約580億ウォン)の主成分「セレコキシブ」(‘15年6月満了予定)、HIV感染症治療薬「カレトラ錠」(世界市場規模約13億ドル)の主成分「リトナビル、ロピナビル」(‘16年12月満了予定)、間接リウマチ治療薬「ヒュミラ」(年間売上高約400億ウォン)の主成分「アダリムマブ」(‘17年2月から‘19年1月に満了期間延長)など、多数のブロックバスター医薬品が含まれている。これら物質の国内市場規模は、確認されただけでも6,000億ウォンに上っている。

途中で特許権を放棄せず、存続期間の満了を迎える540件の物質は、新商品の開発と改良物質の研究、R&D活性化などによってこれからも活用の価値が極めて大きいと見られている。

今回、特許庁が提供する特許権満了予定の物質情報資料集には、各物質特許の抜き書き、代表請求項、存続期間の満了日、特許紛争事項などの特許情報のみならず、当該物質を利用した商品名、有効成分の構造式、用途、許可日、市場規模など、非常に有益な

情報が多数盛り込まれている。

特許庁応用素材審査課のソン・ヨンウク課長は、「政府 3.0 施策と足並みを揃えて特許権満了予定の物質に対する情報公開が行われただけに、この資料が新しい用途および剤型の開発、商品化などに活用されるのはもちろん、特許障壁の分析と空白技術の提供、商品化への可能性検討など、需要者のニーズに合わせた知財権サービスの基礎情報としても活用されることを期待している」と述べた。

また、オリジナル物質に対する特許が満了しても、当該物質に係わるその他特許が存在する可能性があるため、研究企画および市場参入を前に存続期間の延長可否と剤型、用途、異性体特許などを同時に検討する必要があると付け加えた。今回公開する資料には、以上の情報も盛り込まれている。

特許庁は、昨年にも特許権が満了する物質に関する情報を公開した。商品の開発および販売に向けた試験などに 3 年以上の時間が必要だとの産官学需要者のニーズに応える形で、今年も 2017 年まで満了する物質に対する情報を分析・提供した。

2015～2017 年に存続期間が満了する物質特許は、特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) のほか、特許情報院 (<http://www.kipi.or.kr>)、韓国化学産業連合会 (<http://www.kocic.or.kr>)、韓国保健産業振興院 (<http://www.khidi.or.kr>)、韓国製薬協会 (<http://www.kpma.or.kr>) のホームページに掲載され、誰でも簡単に閲覧することができる。

2-5 特許庁、'13 年度政府の R&D 特許成果に関する調査・分析結果を発表

韓国特許庁(2015.2.25.)

最近の 5 年間('09～'13)、政府 R&D によって生み出された特許成果を調査・分析した結果、政府 R&D 事業によって創出された特許出願は、年々着実に増加し、量的な面では目を見張る成果を上げている中、海外権利の確保、質的水準、特許の活用などは不十分な状況であることが分かった。

特許庁は、'13 年、政府 R&D による特許成果の管理および活用実態を調査・分析(調査機関：韓国知識財産戦略院)し、その結果を発表した。

同結果によると、2013 年、政府 R&D によって生み出された国内特許出願は計 23,766 件で、最近 5 年間、年平均 12.4% の高い伸び率を見せている。特に R&D の量的効率性を

示す特許生産性 (R&D10 億ウォン当たりの特許出願数) は 1.41 で、米国および日本を圧倒する水準となった。

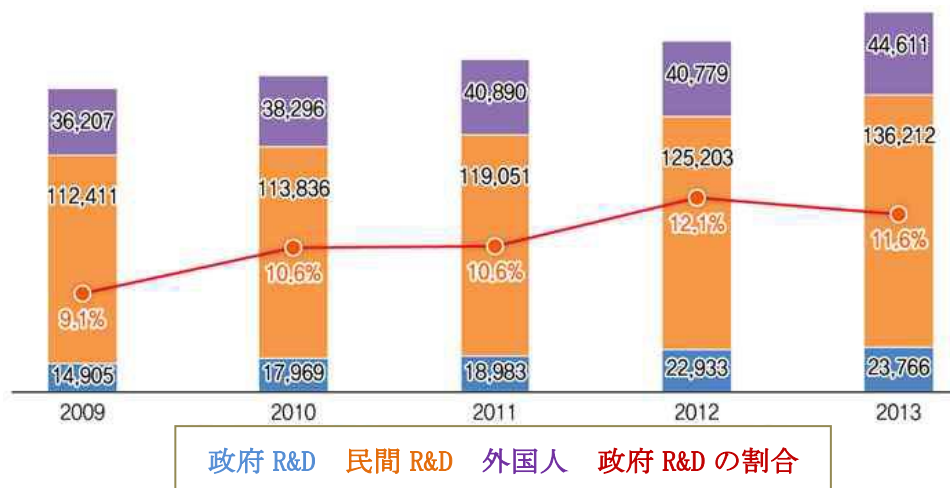
※韓国政府の R&D1.41、米公共研究所 0.21、米大学 0.26、日本大学 0.34

しかし、まだ国内における特許出願に集中されていて、海外市場への進出などに欠かれない三極特許の割合※およびファミリー特許の数※※は、米国、日本、ドイツなど主要国の 44~71% の水準に過ぎず、海外権利化に向けた支援が待ったなしであることが分かった。

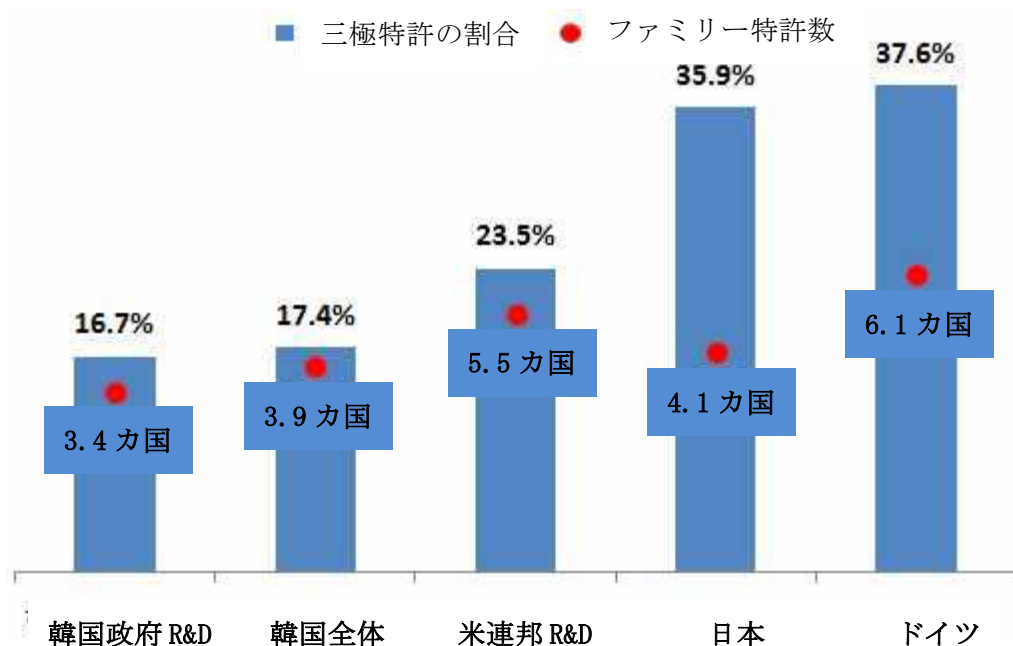
※国内以外に市場影響力が最も大きい米国 (USPTO)、欧州 (EPO)、日本 (JPO) にまで出願した割合

※※優先権主張によって海外出願を進めた場合、進出した国の平均数

<特許出願の現況および政府 R&D の割合>



<政府 R&D 特許成果の海外権利化の比較>



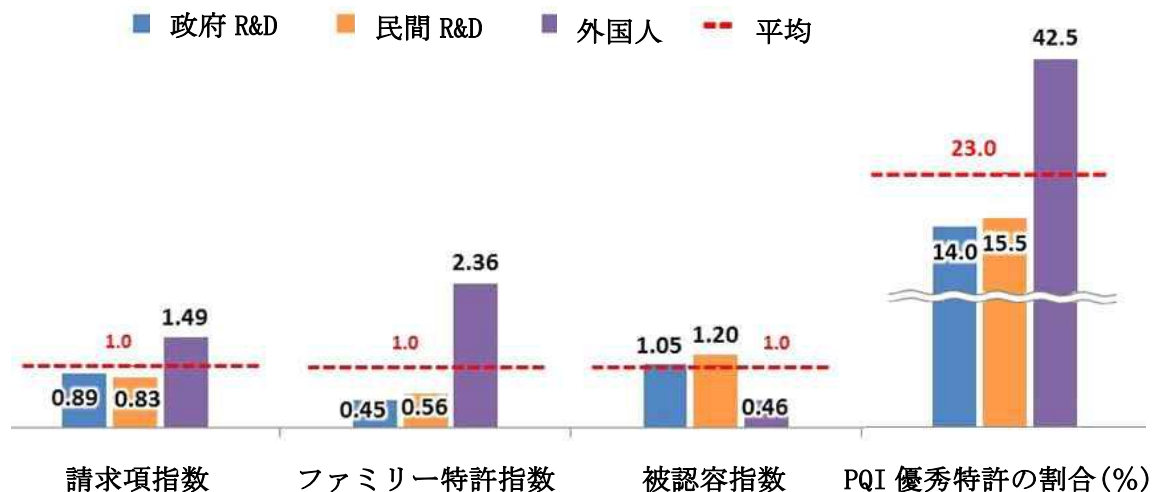
一方、特許の質的水準と活用の面においても改善が求められていることが分かった。

まず、政府 R&D 特許成果の質的水準を示す優秀特許の割合 (14.0%)^{*}は、民間 R&D と類似した水準だったが、外国人 (42.5%) の約 1/3 の水準に過ぎない上、政府 R&D の米国内における優秀特許の割合も米の登録特許を遥かに下回っていた^{**}。

^{*}PQI (Patent Quality index、OECD 提示) 上位 3 等級 (23%) 以内の特許の割合

^{**}米国登録特許のうち優秀特許の割合：韓国政府 R&D 10.4%、米登録特許の平均 25.6%

<国内特許の質的水準の比較>

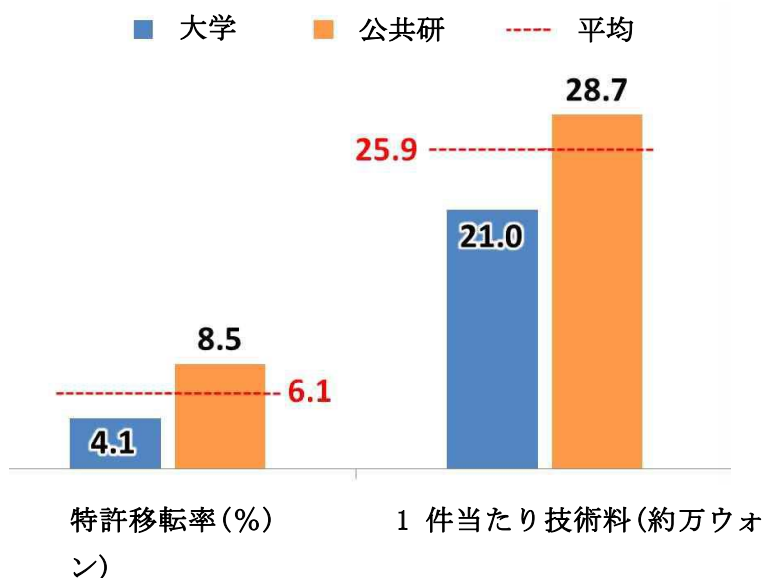


また、政府 R&D 特許成果の活用の面において、最近 5 年間、大学および公共研究機関の特許移転は、持続的に拡大したものの、全般的に活用率が伸び悩んでいて、そのなかでも 公共研究機関に比べて大学の特許活用度が低迷していることが分かった。

< 契約年度別の特許移転の現況 >



< 特許移転率および 1 件当たり技術料の現況 >



さらに、最近政府 R&D による中小企業支援の規模が拡大したことで、中小企業の特許成果は増加したものの、特許出願の欠陥によって拒絶決定を受ける割合は最も多く、中小企業の強力な特許創出に向けた追加支援も必要であるとの分析があった。

※(拒絶決定率)大学 15.5%、公共研 11.6%、大企業 16.8%、中小企業 20.8%

※※(記載不備による拒絶決定)大学 31.3%、公共研 20.3%、大企業 22.8%、中小企業 30.5%

特許庁は、今回、国家 R&D 特許成果の分析によって表れた諸問題を改善するため、特許情報を活用した政府 R&D の全周期における支援を行い、政府 R&D 特許の質的水準の向上、大学・公共研による特許活用の拡大、海外権利化の支援および中小・中堅企業による強力な特許創出の支援など、様々な支援政策を一層拡大している。

まず、特許のビッグデータ分析を介して特許の観点から有望だと思われる技術を提示[※]し、課題選定の段階から中核・オリジナル特許を確保できる技術に集中的に投資が行われるよう誘導するほか、中小・中堅企業が優秀特許を確保できるように知的財産に基づいた研究開発(IP-R&D)の戦略作り支援^{※※}も拡大する。

※国家特許戦略の青写真構築(累積)：(‘14)12 大産業分野→(‘15)18 大全産業分野の完成

※※中小・中堅企業の特許戦略作り支援：(‘14)177 社→(‘15)180 社

また、大学・公共研が創出した特許の事業化・技術移転に向けたインタビュー、特許ポートフォリオの構築などを通じて、優秀特許の活用支援を強化し、国際特許出願の支援、IP-DESK の追加設置などによって海外権利化支援も拡大する方針だ。

最後に、政府 R&D 部処が特許成果を有効に管理できるよう、開放型特許情報の流通システム(Open-API)も構築して 2 月末から本格的にサービスを開始する。同サービスは、政府 R&D 特許情報(KIPRISPlus)と課題情報(NTIS)を連携して量的・質的水準に係わる多様な特許成果情報をリアルタイムで提供するもので、今後は、関連部処・機関と協力してカスタマイズ型サービスに拡大していくとの計画だ。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「政府 R&D の特許生産性など、量的水準はすでに先進国レベルを超えている。これからは、質的水準の向上および特許活用の拡大が重要な課題となっている。未来部など関係部処と積極的に協力し、政府 R&D の全周期において特許情報を活用し、高品質の特許を創出して事業化にまでつながるよう、関連支援を強化していく」と述べた。

2-6 知財権訴訟保険発展 3 カ年計画が始動

韓国特許庁(2015.2.27.)

特許庁は、知財権訴訟保険の中長期的な発展方を模索するための「知財権訴訟保険発展 T/F」を構成・運営し、2月27日にソウル韓国知識財産センターにて「第1回会議」を開催する。

同 T/F には、ソガン大学経営専門大学のチェ・ジョンホ教授、保険開発院のクオン・スニルチーム長、東部火災のチェ・ジウオン弁護士など、知財権および保険分野の専門家、保険コンサルタント、企業担当者などが参加し、T/F の運営によって現行の知財権訴訟保険をさらに多様化するほか、民間への拡散を誘導する体系的な政策を作る予定だ。

同会議では、知財権訴訟保険の成果および事例（‘10年～‘14年）、主要国の IP 保険運営現況について紹介し、これから策定する知財権訴訟保険発展3カ年計画(案)について議論する。

主な案件は、△企業に適した団体保険の開発および運営による支援規模の拡大、△訴訟保険の民間への拡散に向けた保険商品の多様化および需要の発掘、△保険インフラの構築および活性化などだ。

今後、T/F 会議を介して上半期のうち知財権団体保険の開発(案)を確定した後、企業や保険会社、自治体などを対象に説明会を開催し、年末まで知財権訴訟保険発展3カ年計画を作る計画だ。

特許庁産業財産保護協力局のクオン・オジョン局長は、「T/F の運営により、韓国企業のニーズに合わせた保険商品の開発および拡散を期待している。これによって海外進出を予定している中小・中堅企業、創造経済革新センターの入居企業などに対する訴訟保険の支援を拡大していきたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 学位論文の提出システムが特許登録の足かせに

韓国特許庁(2015.2.27.)

卒業シーズンを迎えて修士・博士予備軍は、これまで熱心に作成した研究結果をオンラインの学位論文提出システムに登載することで論文提出のプロセスを終え、それと同時に研究結果を特許出願する計画を立てる場合もある。だが、卒業生が必ず済ませなければならない学位論文の提出プロセスが一步間違えると自身の研究結果の特許登録を妨

げるおそれがあるという事実が最近、特許審判院の無効審判事件によって明らかになった。

博士過程の卒業を予定している A 氏は、学位論文の提出システム (dCollection) に論文を提出する過程で 1 年間の非公開を要請し、同期間内に特許出願を済ませて特許登録を受けたが、B 氏が書誌事項である抜き書きは非公開の対象ではないため、特許出願前に発明が公開されたものだとして、特許登録の無効審判を請求したのだ。

同事件 (2014 当 1581) においては、抜き書きが実際に非公開要請期間である特許出願前に公開されたものか否か、万が一公開されたとすれば発明者の意思に反する公開とみなされるか否かが争点になったが、特許審判院は、提出された証拠資料だけでは、抜き書きの特許出願前の公開有無に対する立証が足りず、発明者が特許出願を理由に論文の非公開を要請した以上、発明の中核的な内容を記載した抜き書きを公開する、または公開を容認する意思があったとは見難いとして特許権者の勝訴を言い渡した。

論文の抜き書きの公開は、公益の立場からすると新しい知識を共有することで技術発展を促すプラス効果が得られる一方、システムの不備や本人の不注意などによって公開された場合には特許の確保が難しく、個人の立場からすると不利に作用することもある。本人の意思に反して公知された場合であっても、実際、その事実を立証することは容易ではなく、自身の論文によって特許出願が拒絶されるおそれもある。

現行の学位論文入力システムが発明の中核的な内容を記載した抜き書きなどを必須入力事項として設定し、非公開要請の際にもこれを公開対象としているとすれば、万が一、これによって優れた発明の特許登録が拒絶されるおそれがあるため、システムを詳細に点検する必要がある。

特許審判院のチュ・ヨンシク 審判長は、学位論文や研究結果などは、登載システムに載せる前に特許出願をすることが最も望ましく、不可避な事情によって公開された場合には、公知例外制度※を活用すべきだとアドバイスしている。

※公知例外制度：発明が出願前に公知されたとしても、一定の要件を備えて公知された日から 1 年以内に特許出願すれば、公知されたものとみなさない規定 (特許法第 30 条)

また、前述の事件と類似したケースとして、自身が研究費申し立てシステムに登載した内容によって本人の特許登録が台無しになる場合も多々発生しているため、研究費の支給機関も研究内容を出願前に徹底的に守秘するシステムを備える必要があり、研究者

もより事細かく注意を払う必要があると強調した。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 大宇造船海洋、「次世代船舶」の中核技術特許を無償提供

デジタルタイムズ(2015.2.16.)

大宇造船海洋が液化天然ガス(LNG)燃料の推進船舶に係わる中核技術を国内企業に無償で公開する。

16日、大宇造船海洋によると、国内造船業者と機材企業に無償提供する技術は「LNG燃料供給システム(HiVAR FGSS)」というもので、天然ガスを高圧処理してエンジンに供給するLNG燃料の推進船舶に関する中核技術だ。

国内の大型造船会社が自社の中核特許技術を国内企業に提供するのは初めてだ。大宇造船海洋は、関連技術を独自開発し、国内・国外において特許出願。2013年には国内の中小機材企業に関連技術を移転した。今年1月には、国内多数の造船業者と協約を締結した後、技術移転の方法について議論した。

大宇造船海洋は、特許権の無償移転の趣旨について、国内企業間の過度な競争を防止し、海外の競合国に対する国内造船産業の競争力向上を支援するためだと説明した。

これによって、国内・国外市場において検証されたLNG燃料供給システムが公開されれば、中小の造船業者はもちろん、韓国の造船産業全体の競争力向上を後押しする原動力になると期待されている。

大宇造船海洋のコ・ジェホ社長は、「造船海洋産業の困難を乗り越え、創造経済の実現と大企業・中小企業間の同伴成長による付加価値の創出のためには、国内企業の間で協力関係を構築することが欠かせない。造船大国韓国のプライドを維持する道につながると思う」と述べた。

チョン・ユジン記者

5-2 サムスン、EPO 特許出願でトップ

電子新聞(2015. 2. 26.)

サムスンが昨年、欧州特許庁 (EPO) への特許出願を最も多くしたことが分かった。

26 日、EPO は、サムスンが 2,541 件の特許を出願し、出願人全体でトップだったと発表した。

<2014 年の EPO 特許出願上位 10 カ国>

順位	国籍	2014	2013	増減率
1	米国	71,745	67,153	6.8%
2	日本	48,657	50,871	-4.4%
3	ドイツ	31,647	31,887	-0.8%
4	中国	26,472	22,396	18.2%
5	韓国	16,358	15,993	2.3%
6	フランス	12,873	12,378	4.0%
7	オランダ	8,104	7,430	9.1%
8	スイス	7,890	8,139	-3.1%
9	英国	6,823	6,510	4.8%
10	スウェーデン	5,132	5,130	0.0%

2 位は 2,317 件を出願したフィリップス、3 位は 2,133 件を出願したシーメンスとなった。その次は LG が 1,638 件、ファウエイが 1,600 件、BASF が 1,530 件、クアルコムが 1,459 件、ボッシュが 1,438 件の順で EPO 出願上位 10 社に名を連ねた。

韓国企業の中では、サムスンと LG に次いで LSIS、現代、そして東部大宇の順で特許出願が多かった。

韓国企業は、コンピューター技術、電子機械、デジタル通信の 3 分野において頭角を

現し、コンピューター技術の 8%、電子機械の 7%、そしてデジタル通信の 6%をそれぞれ占めた。

昨年、EPO に受け付けられた特許出願は計 27 万 4,000 件で、前年比 3.1%増加した。韓国は計 1 万 6,000 件の特許を出願し、全体の順位で 5 番目となった。伸び率は 2.3%だった。

EPO に受け付けられた国別の人口 100 万人当たりの特許出願人数を比べてみると、韓国は 125 人で 13 位だった。これは日本(9 位)よりは下だが、米国(14 位)より多く、EU28 カ国の平均値である 131 人に近い数値だ。

EPO のパティステリ長官は、「欧州において特許保護に対する需要が着実に増加しており、5 年連続増加を目の当たりにしている。欧州は、世界中の企業の発展に向けて、技術と革新のハブとしての重要な役割を果たし続けていきたい」と述べた。

パク・ヒボム記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム